

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年10月30日
【会社名】	あんしん保証株式会社
【英訳名】	Anshin Guarantor Service Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 雨坂 甲
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目11番 8 号
【電話番号】	03-3566-0440(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 中西 光明
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目11番 8 号
【電話番号】	03-3566-0440(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 中西 光明
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 123,420,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 139,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 41,700,000円 (注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であり ます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年10月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集110,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し130,000株（引受人の買取引受による売出し100,000株・オーバーアロットメントによる売出し30,000株）の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、平成27年10月29日開催の取締役会において決議したため、また、第2四半期会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく優成監査法人による四半期レビュー報告書を受領したため、これらに関連する事項及び「第一部 証券情報 第1 募集要項 4 株式の引受け」「第四部 株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」の記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 募集の方法

3 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

4 株式の引受け

5 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第2 売出要項

1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）

3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）

募集又は売出しに関する特別記載事項

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

第二部 企業情報

第2 事業の状況

1 業績等の概要

2 生産、受注及び販売の状況

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

第5 経理の状況

1 財務諸表等

(1) 財務諸表

第四部 株式公開情報

第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況

[四半期レビュー報告書]

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___ 罫で示してあります。

（ただし、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 財務諸表等」については___ 罫を省略しております。）

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	110,000(注)2	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年10月15日開催の取締役会決議によっております。
 2. 発行数については、平成27年10月29日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 4. 上記とは別に、平成27年10月15日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
 なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	110,000	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年10月15日開催の取締役会決議によっております。
 2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 3. 上記とは別に、平成27年10月15日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
 なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2 【募集の方法】

(訂正前)

平成27年11月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成27年10月29日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	110,000	129,965,000	70,334,000
計（総発行株式）	110,000	129,965,000	70,334,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成27年10月15日開催の取締役会決議に基づき、平成27年11月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,390円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は152,900,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成27年11月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成27年10月29日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,122円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	110,000	123,420,000	70,334,000
計（総発行株式）	110,000	123,420,000	70,334,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成27年10月15日開催の取締役会決議に基づき、平成27年11月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 仮条件（1,320円～1,460円）の平均価格（1,390円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は152,900,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成27年11月12日(木) 至 平成27年11月17日(火)	未定 (注) 4	平成27年11月18日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成27年10月29日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年11月10日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年10月29日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成27年11月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成27年10月15日開催の取締役会において、平成27年11月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年11月19日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成27年11月2日から平成27年11月9日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	1,122	未定 (注) 3	100	自 平成27年11月12日(木) 至 平成27年11月17日(火)	未定 (注) 4	平成27年11月18日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,320円以上1,460円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年11月10日に引受価額と同時に決定する予定であります。当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財務状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,122円)及び平成27年11月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成27年10月15日開催の取締役会において、平成27年11月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 株式受渡期日は、平成27年11月19日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 申込み在先立ち、平成27年11月2日から平成27年11月9日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 引受価額が会社法上の払込金額(1,122円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年11月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
SMBCFriend証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町七丁目12番		
SMBCDaiichi証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号		
計	-	110,000	-

(注) 1. 引受株式数は、平成27年10月29日開催予定の取締役会において決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日（平成27年11月10日）に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	72,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年11月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	21,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,200	
SMBCFriend証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	3,200	
SMBCDaiichi証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,200	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	2,100	
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号	2,100	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	1,100	
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号	1,100	
計	-	110,000	-

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日（平成27年11月10日）に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
140,668,000	7,500,000	133,168,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,390円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
140,668,000	7,500,000	133,168,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（1,320円～1,460円）の平均価格（1,390円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額133,168千円については、「1 新規発行株式」の（注）4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限38,364千円と合わせた手取概算額上限171,532千円について以下の使途に充当する予定であります。

設備資金として、家賃債務の保証事業における商品ニーズの多様化に対応して商品構成を拡充していくことに伴い、将来の保証件数増加が見込まれます。このため、営業系基幹システムの処理能力を確保する必要があり、システムを更改する資金として考えております。平成29年3月期に全額を充当する予定です。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

(訂正後)

上記の手取概算額133,168千円については、「1 新規発行株式」の（注）3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限38,364千円と合わせた手取概算額上限171,532千円について以下の使途に充当する予定であります。

設備資金として、家賃債務の保証事業における商品ニーズの多様化に対応して商品構成を拡充していくことに伴い、将来の保証件数増加が見込まれます。このため、営業系基幹システムの処理能力を確保する必要があり、システムを更改する資金として考えております。平成29年3月期に全額を充当する予定です。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

（訂正前）

平成27年11月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	100,000	139,000,000	大阪府大阪市中央区 雨坂甲 100,000株
計(総売出株式)	-	100,000	139,000,000	-

- （注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2．「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,390円）で算出した見込額であります。
- 4．売出数等については今後変更される可能性があります。
- 5．振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3．に記載した振替機関と同一であります。
- 6．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、30,000株を上限として、株式会社SBI証券が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 7．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成27年11月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	100,000	139,000,000	大阪府大阪市中央区 雨坂甲 100,000株
計(総売出株式)	-	100,000	139,000,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、仮条件（1,320円～1,460円）の平均価格（1,390円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、30,000株を上限として、株式会社SBI証券が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	30,000	41,700,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券
計(総売出株式)	-	30,000	41,700,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成27年10月15日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,390円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	30,000	41,700,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券
計(総売出株式)	-	30,000	41,700,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成27年10月15日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件（1,320円～1,460円）の平均価格（1,390円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である雨坂甲（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成27年10月15日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 30,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成27年12月24日（木）
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新橋支店

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成27年12月16日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（訂正後）

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である雨坂甲（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成27年10月15日及び平成27年10月29日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 30,000株
募集株式の払込金額	1株につき1,122円
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成27年12月24日（木）
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新橋支店

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成27年12月16日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

第二部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

(訂正前)

(省略)

第14期第1四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

当第1四半期累計期間における我が国経済は、政府主導による経済政策や日本銀行による金融緩和を背景に、大企業を中心とした企業収益が改善し、雇用環境が回復するのに伴い、個人消費は底堅い動きとなりました。

賃貸住宅市場におきましては、平成27年6月に新設住宅着工戸数が前年同月比で4ヶ月連続の増加（国土交通省総合政策局建設経済統計調査室発表：平成27年6月の住宅着工の動向について）となる中、貸家着工件数は2ヶ月連続の増加となりました。

このような事業環境のもと、当社は既存加盟店との取引拡大、新規加盟店開拓、商品の多様化に積極的に取り組んでまいりました。

以上の結果、営業収益は537,621千円、営業利益は55,245千円、経常利益は66,794千円、四半期純利益は39,966千円となりました。

なお、当社は家賃債務の保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(訂正後)

(省略)

第14期第2四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

当第2四半期累計期間における我が国経済は、欧州の信用不安問題や中国経済の減速懸念等により先行き不透明感があるものの、政府による経済政策等を背景に、企業収益の向上、雇用情勢の改善など穏やかな回復基調で推移いたしました。

賃貸住宅市場におきましては、平成27年8月の時点で新設住宅着工戸数が前年同月比で6ヶ月連続の増加となる中、貸家着工件数は4ヶ月連続の増加となりました（国土交通省総合政策局建設経済統計調査室発表：平成27年8月の住宅着工の動向について）。

このような事業環境のもと、当社は既存加盟店との取引拡大、新規加盟店開拓・取引開始、商品の多様化に積極的に取り組んでまいりました。

以上の結果、営業収益は1,015,546千円、営業利益は36,762千円、経常利益は80,127千円、四半期純利益は52,395千円となりました。

なお、当社は家賃債務の保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

(訂正前)

(省略)

(訂正後)

(省略)

第14期第2四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、980,755千円と前事業年度末と比べ97,051千円の増加となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、増加した資金は104,020千円であります。この主な要因は税引前四半期純利益の計上80,127千円、貸倒引当金の増加額40,935千円、営業未収入金の減少額122,897千円、求償債権の増加額78,122千円、営業未払金の減少額50,428千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、減少した資金は4,649千円となりました。主な減少要因は、無形固定資産の取得による支出3,483千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、減少した資金は2,320千円となりました。この主な要因は上場関連費用の支出2,320千円を計上したことによります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(3) 販売実績

(訂正前)

第13期事業年度及び第14期第1四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第13期事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		前年同期比(%)	第14期第1四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)		販売高(千円)	割合(%)
家賃債務の保証事業(千円)	1,781,961	20.0		537,621	

- (注) 1. 当社は、家賃債務の保証事業の単一セグメントであります。
2. 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第12期事業年度		第13期事業年度		第14期第1四半期 累計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
ライフカード株式会社	459,939	31.0	464,133	26.0	123,744	23.0

3. 営業収益は、非課税につき消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

第13期事業年度及び第14期第2四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第13期事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		前年同期比(%)	第14期第2四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)		販売高(千円)	割合(%)
家賃債務の保証事業(千円)	1,781,961	20.0		1,015,546	

- (注) 1. 当社は、家賃債務の保証事業の単一セグメントであります。
2. 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第12期事業年度		第13期事業年度		第14期第2四半期 累計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
ライフカード株式会社	459,939	31.0	464,133	26.0	250,453	24.7

3. 営業収益は、非課税につき消費税等は含まれておりません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(2) 経営成績の分析

(訂正前)

(省略)

第14期第1四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

営業収益は、商品の多様化や新規加盟店開拓の推進など、積極的な営業活動を引き続き行ったことにより保証債務残高及び新規保証実行件数が順調に増加した結果、537,621千円となりました。

営業費用は、積極的な営業活動の結果に伴い1482,376千円となりました。その結果、営業利益は55,245千円となりました。

営業外収益は、合計で11,549千円となりました。その結果、経常利益は66,794千円となりました。

税引前四半期純利益は66,794千円となり、法人税、住民税及び事業税30,844千円、法人税等調整額 4,015千円を計上した結果、四半期純利益は39,966千円となりました。当社は、第13期第1四半期累計期間について四半期財務諸表を作成していないため、第13期第1四半期累計期間に係る前年同期比については記載しておりません。

(訂正後)

(省略)

第14期第2四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

営業収益は、商品の多様化や新規加盟店開拓の推進など、堅調な営業活動を引き続き行ったことにより保証債務残高及び新規保証実行件数が増加した結果、1,015,546千円となりました。

営業費用は、堅調な営業活動に伴い1978,783千円となりました。その結果、営業利益は36,762千円となりました。

営業外収益は、債権譲渡益25,000千円の影響もあり合計で45,686千円となりました。営業外費用は、上場関連費用2,320千円を計上しました。その結果、経常利益は80,127千円となりました。

税引前四半期純利益は80,127千円となり、法人税、住民税及び事業税42,550千円、法人税等調整額 14,817千円を計上した結果、四半期純利益は52,395千円となりました。当社は、第13期第2四半期累計期間について四半期財務諸表を作成していないため、第13期第2四半期累計期間に係る前年同期比については記載しておりません。

(3) 財政状態の分析

(訂正前)

(省略)

第14期第1四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

(資産)

流動資産は、前事業年度（以下「前期」という）末比8,127千円（0.5%）増加の1,574,158千円となりました。これは、貸倒引当金が8,543千円減少したこと等によります。

固定資産は、前期末比2,642千円（2.7%）減少の94,280千円となりました。これは、減価償却を計上したこと等によります。

(負債)

流動負債・固定負債は、前期末比34,481千円（9.1%）減少の346,528千円となりました。これは営業未払金が42,052千円減少したこと等によります。

(純資産)

純資産合計は、前期末比39,966千円（3.1%）増加の1,321,910千円となりました。これは四半期純利益39,966千円計上したこと等によります。

(訂正後)

(省略)

第14期第2四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(資産)

流動資産は、前事業年度（以下「前期」という）末比42,429千円（2.7%）増加の1,608,460千円となりました。これは、営業未収入金が入金などにより122,897千円減少したこと、代位弁済実行の増加により求償債権が78,122千円増加したこと、これらにより現金及び預金が97,051千円増加したこと等によります。

固定資産は、前期末比9,055千円（9.3%）減少の87,867千円となりました。これは、減価償却費を計上したこと等によります。

(負債)

流動負債・固定負債は、前期末比19,021千円（5.0%）減少の361,987千円となりました。これは営業未払金が50,428千円減少したこと及び賞与引当金が23,183千円増加したこと等によります。

(純資産)

純資産合計は、前期末比52,395千円（4.1%）増加の1,334,339千円となりました。これは四半期純利益52,395千円を計上したことによります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(訂正前)

(省略)

第14期第1四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

当第1四半期累計期間の設備投資の総額は1,150千円となりました。その主な内訳は、業務効率化及びデータ分析・管理機能の強化に向けた基幹システムの機能追加費用1,150千円であります。なお、当第1四半期累計期間において重要な設備の除去、売却等はありません。

(訂正後)

(省略)

第14期第2四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

当第2四半期累計期間の設備投資の総額は3,483千円となりました。その主な内訳は、業務効率化及びデータ分析・管理機能の強化に向けた基幹システムの機能追加費用3,483千円であります。なお、当第2四半期累計期間において重要な設備の除去、売却等はありません。

第5 【経理の状況】

2 監査証明について

(訂正前)

(省略)

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)の四半期財務諸表について、優成監査法人の四半期レビューを受けております。

(訂正後)

(省略)

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の四半期財務諸表について、優成監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(訂正前)

(省略)

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

		当第1四半期会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		975,467
営業未収入金		208,689
求償債権		528,305
前払費用		11,011
繰延税金資産		43,452
その他		13,595
貸倒引当金		206,364
流動資産合計		1,574,158
固定資産		
有形固定資産		16,904
無形固定資産		31,567
投資その他の資産		45,808
固定資産合計		94,280
資産合計		1,668,439
負債の部		
流動負債		
営業未払金		76,030
未払金		24,531
未払費用		15,816
未払法人税等		33,128
預り金		9,587
前受収益		100,872
賞与引当金		20,268
保証履行引当金	1	37,684
その他		4,482
流動負債合計		322,401
固定負債		
その他		24,126
固定負債合計		24,126
負債合計		346,528
純資産の部		
株主資本		
資本金		562,000
資本剰余金		317,000
利益剰余金		442,910
株主資本合計		1,321,910
純資産合計		1,321,910
負債純資産合計		1,668,439

(訂正後)

(省略)

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成27年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	980,755
営業未収入金	187,911
求償債権	603,795
前払費用	13,110
繰延税金資産	57,498
その他	21,233
貸倒引当金	255,844
流動資産合計	1,608,460
固定資産	
有形固定資産	15,294
無形固定資産	30,312
投資その他の資産	42,259
固定資産合計	87,867
資産合計	1,696,327
負債の部	
流動負債	
営業未払金	67,654
未払金	21,261
未払費用	14,908
未払法人税等	46,711
預り金	5,091
前受収益	110,862
賞与引当金	39,297
保証履行引当金	¹ 39,313
その他	4,084
流動負債合計	349,184
固定負債	
その他	12,802
固定負債合計	12,802
負債合計	361,987
純資産の部	
株主資本	
資本金	562,000
資本剰余金	317,000
利益剰余金	455,339
株主資本合計	1,334,339
純資産合計	1,334,339
負債純資産合計	1,696,327

【損益計算書】

(訂正前)

(省略)

【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
営業収益	537,621
営業費用	482,376
営業利益	55,245
営業外収益	
受取利息	49
受取遅延損害金	10,244
償却債権取立益	1,252
その他	1
営業外収益合計	11,549
経常利益	66,794
税引前四半期純利益	66,794
法人税、住民税及び事業税	30,844
法人税等調整額	4,015
法人税等合計	26,828
四半期純利益	39,966

(訂正後)

(省略)

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
営業収益	1,015,546
営業費用	¹ 978,783
営業利益	36,762
営業外収益	
受取利息	344
債権譲渡益	25,000
受取遅延損害金	18,417
償却債権取立益	1,920
その他	3
営業外収益合計	45,686
営業外費用	
上場関連費用	2,320
営業外費用合計	2,320
経常利益	80,127
税引前四半期純利益	80,127
法人税、住民税及び事業税	42,550
法人税等調整額	14,817
法人税等合計	27,732
四半期純利益	52,395

【キャッシュ・フロー計算書】

(訂正前)

(省略)

(訂正後)

(省略)

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	80,127
減価償却費	10,331
貸倒引当金の増減額（は減少）	40,935
保証履行引当金の増減額（は減少）	3,945
賞与引当金の増減額（は減少）	23,183
受取利息	344
上場関連費用	2,320
営業未収入金の増減額（は増加）	122,897
求償債権の増減額（は増加）	78,122
前払費用の増減額（は増加）	2,743
長期前払費用の増減額（は増加）	488
営業未払金の増減額（は減少）	50,428
未払金の増減額（は減少）	17,873
前受収益の増減額（は減少）	20,861
その他の資産の増減額（は増加）	10,643
その他の負債の増減額（は減少）	1,040
小計	145,976
利息の受取額	345
法人税等の支払額	42,300
営業活動によるキャッシュ・フロー	104,020
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	3,483
その他	1,166
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,649
財務活動によるキャッシュ・フロー	
上場関連費用の支出	2,320
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,320
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	97,051
現金及び現金同等物の期首残高	883,704
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 980,755

【注記事項】

(訂正前)

(四半期貸借対照表関係)

偶発債務

- 1 保証債務残高は次のとおりであります。

	当第1四半期会計期間 (平成27年6月30日)
債務保証額(月額) (注)1	8,034,484千円
再保証額 (注)2	552,389千円
保証履行引当金	37,684千円
差引額	8,549,189千円

(注)1 賃借人の支払家賃等に対し債務保証を行っております。

- 2 賃借人の一定期間の未収入期間の家賃等に対して、ライフカード株式会社に再保証を行っております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
減価償却費	5,132千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)

- 1 配当金支払額

該当事項はありません。

- 2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)

当社は、家賃債務の保証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	22円73銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	39,966
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	39,966
普通株式の期中平均株式数(株)	1,758,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、平成27年6月19日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(訂正後)

(四半期貸借対照表関係)

偶発債務

1 保証債務残高は次のとおりであります。

	当第2四半期会計期間 (平成27年9月30日)
債務保証額(月額) (注)1	8,270,491千円
再保証額 (注)2	551,047千円
保証履行引当金	39,313千円
差引額	8,782,225千円

(注)1 賃借人の支払家賃等に対し債務保証を行っております。

2 賃借人の一定期間の未収入期間の家賃等に対して、ライフカード株式会社に再保証を行っております。

(四半期損益計算書関係)

1 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
支払手数料	292,767千円
貸倒引当金繰入	210,712千円
保証履行引当金繰入	3,945千円
給与手当	146,727千円
出向負担金	25,773千円
賞与引当金繰入	39,297千円
退職給付費用	2,718千円
減価償却費	10,331千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
現金及び預金	980,755千円
現金及び現金同等物	980,755千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

当社は、家賃債務の保証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	29円80銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	52,395
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	52,395
普通株式の期中平均株式数(株)	1,758,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、平成27年6月19日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

(訂正前)

(省略)

(注) 4 . 移動価格算定方式は次のとおりであります。

純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

(省略)

(訂正後)

(省略)

(注) 4 . 新株予約権の移動価格は、発行時において設定した行使条件による価格であります。株式の移動価格算定方式は、純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

(省略)

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年10月22日

あんしん保証株式会社
取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 本 間 洋 一
業務執行社員指定社員 公認会計士 宮 崎 哲
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているあんしん保証株式会社(旧会社名 賃貸あんしん保証株式会社)の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第14期事業年度の第2四半期会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、あんしん保証株式会社(旧会社名 賃貸あんしん保証株式会社)の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。